

保健福祉委員会記録(No.1)

1 日 時 令和7年3月10日(月)
午前10時04分 開会
午前11時37分 閉会

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員(10人)

委員長	金子秀一	副委員長	森本由美
委員	中村義雄	委員	西田一
委員	松岡裕一郎	委員	小松みさ子
委員	中村じゅん子	委員	伊藤淳一
委員	小宮良彦	委員	柳井誠

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

保健福祉局長	武藤朋美	総合保健福祉センター担当理事	古賀佐代子
総務部長	塩塚博志	計画調整担当課長	溝口誠
長寿推進部長	小野祐一	介護サービス担当課長	日高里恵
障害福祉部長	坂元光男	精神保健・地域移行推進課長	角田禎子
健康医療部長	白石慎一	市立病院担当課長	村上敏正
健康推進課長	奥栄治	健康危機管理課長	重岡直之
子ども家庭局長	小笠原圭子	子ども家庭部長	右田圭子
こども施設企画課長	鈴木修	運営給付担当課長	吉田佳子
子育て支援部長	緒方克也	子育て支援課長	児森圭介
こども若者育成課長	酒井俊哉	子ども総合センター所長	安部聡子
子ども総合センター次長	藤田浩介	教育・非行相談担当課長	宮部正史

外 関係職員

6 事務局職員

書 記 岩 瀬 美 咲 書 記 嶋 田 裕 文

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果	
1	委員席について	別紙配席表のとおり決定した。	
2	審査日程について	10日は議案の審査、所管事務の調査及び各種委員の選出、11日は議案の採決及び所管事務の調査を行うことを決定した。	
3	議案第36号 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	議案の審査を行った。	
4	議案第37号 北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置、人員及び施設の基準に関する条例の一部改正について		
5	議案第40号 北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について		
6	議案第43号 北九州市青少年問題協議会設置条例の廃止について		
7	議案第44号 北九州市児童相談所設置条例の一部改正について		
8	議案第45号 北九州市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例について		
9	議案第63号 令和6年度北九州市一般会計補正予算（第6号）のうち所管分		
10	議案第64号 令和6年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）		
11	所管事務の調査について		各委員に調査事件案の提出を依頼した。また、11日に調査事件について検討を行うことを決定した。

12	各種委員の選出	福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員候補者に西田一委員、伊藤淳一委員及び柳井誠委員を、北九州市民生委員推薦会委員に森本由美委員及び中村じゅん子委員を、北九州市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会委員に金子秀一委員及び小松みさ子委員を、北九州市社会福祉協議会評議員に松岡裕一郎委員をそれぞれ選出した。
----	---------	---

8 会議の経過

(委員長及び副委員長が挨拶を行った。)

(説明員を代表し保健福祉局長から挨拶を受けた。)

(執行部説明員の紹介を受けた。)

(パソコン及びタブレットを委員会室に持ち込む際の使用基準等について確認した。)

○委員長（金子秀一君） それでは、開会いたします。

初めに、委員席につきましてお諮りをいたします。

委員席は、現在着席のとおりとすることに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

次に、審査日程についてお諮りいたします。

本委員会に付託されました議案は、お手元配付の一覧表のとおり、8件であります。審査日程については、本日は議案の審査を行った後、所管事務の調査及び各種委員の選出を行い、明日は議案の採決を行った後、所管事務の調査を行います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

ただいまから議案の審査を行います。

議案第36号、37号、40号、43号から45号まで、63号のうち所管分及び64号の以上8件を一括して議題とします。

審査方法は、一括説明、一括質疑といたします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いいたします。なお、議案の説明は着席のまま受けます。

それでは、説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは、お手元のタブレットに配付しております令和7年2月議会保健福祉委員会資料について御説明いたします。

初めに、条例議案についてでございます。

2 ページを御覧ください。

議案第36号、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

令和4年12月、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、関係規定を改めるものです。施行日は、規則で定める日及び一部につきましては公布の日でございます。

3 ページを御覧ください。

議案第37号、北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置、人員及び施設の基準に関する条例の一部改正についてでございます。

医療法施行規則の一部改正に伴い、病院の人員の基準について、栄養士に係る配置基準に管理栄養士を追加するものです。施行日は、公布の日でございます。

4 ページを御覧ください。

次に、議案第63号、令和6年度北九州市一般会計補正予算のうち保健福祉局所管分について御説明いたします。

なお、説明に当たりましては、金額は万円単位で御説明をさせていただきます。

まず、歳出補正でございます。

3款2項1目の社会福祉総務費の補正額は38万円です。無料低額宿泊所への光熱費等支援事業経費は、利用者への継続的なサービス提供体制を確保するため、光熱費等の高騰による負担を軽減するための支援に要する経費です。

次の3款2項2目の障害者福祉費の補正額は9億7,377万円です。サービス利用者数の増加等に伴う経費として、相談支援給付費1億9,000万円、障害福祉サービス事業経費2億1,200万円、精神疾患を有する方の通院等による医療費の増加に伴う経費として、自立支援医療給付費2億1,900万円、国による補装具費の基準額改定等に伴う経費として、補装具費支給経費3,800万円、指定難病に係る特定医療費受給者数の増加に伴う経費として、特定医療費支給事業経費1億5,200万円を計上しております。また、障害福祉サービス事業所等において利用者への継続的なサービス提供体制を確保するため、光熱費等の高騰による負担を軽減するための支援に要する経費とし、障害児施設運営費436万円、障害者施設運営費692万円、福祉サービス事業所等への光熱費等支援事業経費1億5,147万円を計上しております。

5 ページを御覧ください。

3款2項3目の老人福祉費の補正額は7億5,921万円です。民間老人福祉施設整備補助事業経費において、民間事業者が介護保険施設の防災改修等を行う費用の一部補助に要する経費として3,750万円を計上しております。また、介護福祉サービス事業所等において利用者への継続的なサービス提供体制を確保するため、光熱費等の高騰による負担を軽減するための経費として、

福祉サービス事業所等への光熱費等支援事業経費7億2,011万円、指定管理事業所への光熱費等支援事業経費159万円を計上しております。

次の3款3項8目の病院費の補正額は347万円です。市立病院関係経費においても同様に、市立門司病院の光熱費等の高騰による負担を軽減するための経費を計上しております。

次の3款5項1目の保健所費の補正額は5,270万円です。健康増進関係経費において、医療機関や区役所、市民センター等で実施している健康診査のうち、がん検診等の受診者の増加に伴う経費です。

次の3款6項1目生活保護総務費の補正額は566万円です。救護施設への光熱費等支援事業経費において、利用者への継続的なサービス提供体制を確保するため、光熱費等の高騰による負担を軽減するための経費です。

歳出補正の合計額は17億9,520万円です。

6ページを御覧ください。

歳入補正は、ただいま御説明いたしました歳出補正の財源として補正するものです。歳入補正の合計額は11億5,275万円です。

次に、繰越明許費についてでございます。適正な事業期間が確保できないことや、関係者との調整等に日時を要したことなどにより、各事業において、必要な予算を翌年度に繰り越すこととしております。

最後に、保健福祉局所管の特別会計について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

議案第64号、令和6年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算は、令和5年度実績の確定に伴い超過交付となった普通交付金等の返還に要する経費として、5款1項3目償還金3億4,800万円を計上しております。歳入補正、6款1項1目繰越金3億4,800万円は、その財源となるものです。

簡単ではございますが、保健福祉局所管の関係議案について御説明させていただきました。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（金子秀一君） 子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 続きまして、まず条例議案のうち子ども家庭局所管分について御説明させていただきます。

資料の2ページを御覧ください。

まず、議案第40号、北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について御説明いたします。

幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等の資格要件につきましては、国が定める基準省令に従い条例で定めるものとされており、当該基準省令には資格要件に関する特例が設けられていました。全国的な人材の不足状況を踏まえ、資格要件に関する特例が延長されたため、

関係規定を改めるものでございます。

3 ページを御覧ください。

次に、議案第43号、北九州市青少年問題協議会設置条例の廃止について御説明いたします。

近年、青少年を取り巻く課題は、非行問題にとどまらず、多様化しております。現在、3つの会議体を設置し、それぞれの会議体において、多様な青少年の課題についての調査審議を行い、政策の方向性を決定しております。これまで青少年問題協議会において取り扱っておりました議題は、各会議体に引き継がれており、今後、同協議会に付議する議案はない見込みであるため、北九州市青少年問題協議会設置条例を廃止するものでございます。

5 ページを御覧ください。

議案第44号、北九州市児童相談所設置条例の一部改正について御説明いたします。

児童を一時保護する施設である一時保護所の設置については、児童福祉法の規定により、北九州市児童相談所設置条例に規定しております。このたび、児童福祉法の一部改正により、条例に規定している一時保護所の名称を一時保護施設に改めるものです。

6 ページを御覧ください。

議案第45号、北九州市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について御説明いたします。

一時保護施設の設備及び運営の基準につきましては、これまで、国が定める基準を準用してきたところです。このたび、児童福祉法の一部改正により、指定都市を含む都道府県は、一時保護施設の設備及び運営について、令和7年4月1日までに条例で基準を定めることとされました。これに伴い、一時保護施設の設備及び運営の基準について条例で定めるものでございます。

なお、条例制定に当たりましては、国から示された基準に合わせ、必要な事項を定めました。

7 ページを御覧ください。

続きまして、議案第63号、令和6年度北九州市一般会計補正予算第6号のうち、子ども家庭局所管分について御説明いたします。

なお、説明に当たりましては、金額は万円単位とさせていただきます。

初めに、歳出予算でございます。

4款2項1目子ども家庭総務費2億9,730万円のうち、地域型保育給付、こちらは小規模保育及び事業所内保育でございます。こちらの補正額2億7,757万円は、人事院勧告を踏まえた保育士等の人件費の引上げ等に伴う費用を増額補正するものでございます。保育所等への光熱費等支援事業の補正額1,973万円は、保育所等における光熱費等の高騰による負担を軽減するための支援に要する費用を補正するものでございます。

次に、4款2項2目子ども家庭支援費30億2,609万円のうち、施設型給付、保育所及び幼稚園・認定こども園の補正額27億1,773万円は、人事院勧告を踏まえた保育士等の人件費の引上げ等に

伴う費用を増額補正するものでございます。児童養護施設等措置費の補正額2億8,970万円は、人事院勧告を踏まえた児童養護施設等に従事する職員の人件費の引上げ等に伴う費用を増額補正するものでございます。児童養護施設等への光熱費等支援事業の補正額1,299万円は、児童養護施設等における光熱費等の高騰による負担を軽減するための支援に要する費用を補正するものでございます。潜在保育士の保育所再就職・復帰支援貸付金交付事業の補正額565万円は、保育人材を確保するため、潜在保育士に対する、保育所への再就職準備金等の貸付けに要する費用を増額補正するものでございます。

以上、歳出補正予算合計金額は33億2,339万円を計上しております。

次に、歳入予算について御説明いたします。

18款1項2目子ども家庭費国庫負担金の補正額17億8,835万円、18款2項3目子ども家庭費国庫補助金の補正額2,955万円、19款1項2目子ども家庭費県負担金の補正額6億7,589万円、19款2項3目子ども家庭費県補助金の補正額882万円は、先ほど御説明いたしました歳出予算の財源として補正するものでございます。

最後に、繰越明許費でございます。関係者との調整等に日時を要したため、必要な財源を翌年度に繰越しするものでございます。

以上、子ども家庭局所管の関係議案についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（金子秀一君） これより質疑に入ります。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁をお願いいたします。

それでは、質疑はありませんでしょうか。松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） まず、条例議案については、法律を改正するものであるということで、これは理解をしました。

補正予算であります。人件費高騰、人事院勧告で、今回補正予算を組むということですが、具体的に保育士さんの引上げはどのぐらいになるのかということと、あと、児童養護施設の人件費の引上げはどのぐらいの率になるのかということですね。

あと、光熱費について、大賛成なんですけども、暖房代とか様々かかってくる、この光熱費というのはどういう算定で、何月何日ぐらいまで見て計算をしてこの金額になっているのかということ、関係する保健福祉局と子ども家庭局からお聞きしたいと思います。以上です。

○委員長（金子秀一君） 答弁をお願いいたします。運営給付担当課長。

○運営給付担当課長 保育士等にどれぐらいの給料が上がるかという御質問だったかと思えます。こちらにお答えいたします。

保育士が勤めております保育所、認定こども園、幼稚園を合わせて地域型といいまして、家庭的保育事業ですとか小規模保育事業ですとか、全体について今回まとめて、それぞれについて補正予算を上げさせていただいております。この金額ですが、令和6年の人事院勧告を受け

まして国家公務員給与等が改定されたことに伴いまして、給付費の計算根拠になる公定価格が増額改定されたことに伴うものです。この増額改定ですが、人事院勧告では人件費部分10.7%ということになっておりまして、この金額を人件費部分の上昇額として計算しております。

ただ、この給付費には人件費以外のお金も含まれておりますので、給付費が10.7%増額になったというわけではないんですが、人件費部分は保育士の給料部分の10.7%増額という形になっております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 児童養護施設等の措置費について、同様の質問にお答えいたします。

今回、令和6年人事院勧告が2.76%の大幅改定ということで、行政職俸給表自体の改定率も全体で3%ということで、そういった改定があつてございます。これを踏まえまして、国が措置費の確定単価というのを示すんですけども、そちらが大体8%から9%の上昇ということになっています。それを踏まえた改定が行われるものと認識しております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 計画調整担当課長。

○計画調整担当課長 福祉サービス事業所等への光熱水費等支援事業、こちらの対象の期間や、あと算定に関する考え方、こちらに関して御説明させていただきます。

まず、こちらの事業所等への光熱費等の支援事業でございますが、福岡県や福岡市等々と大体同じ単価を使いながらやっている事業で、県内全域でやっている事業でございます。具体的には、対象の期間としましては、令和6年8月から10月までの3か月間と、令和7年1月から3月までの3か月間、計6か月間を対象とした事業になっております。

具体的な金額の考え方でございますが、介護施設や障害者施設に関しましては、入所と通所、あと訪問事業所、こちらでそれぞれ単価を別々にされておりまして、大体内訳の中には電気代とか食材費、こういったものを、特に入所のところとかに関しましては、入所、通所もそうですけども、電気代と食材費を主な対象として、電気代のほうは大体200ボルトぐらいで高圧か低圧か、こういったところで電気代を分けたりしております。そういった形で、算定期間と、あと考え方としましては、そういった電気代と食材費を中心として算定しているという形になっております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） こども施設企画課長。

○こども施設企画課長 保育所等への光熱水費等の支援事業経費について御説明いたします。

物価高騰により負担が生じている保育所等に対しまして、電気代上昇分の一部相当額について、県の補助金を活用しまして各施設に支援を行うものです。対象施設としましては、民間保育所、地域型保育事業所、先ほど担当課長から申し上げた小規模保育事業とか家庭的保育事業所でございます。それから、認定こども園のうちの保育所型の認定こども園と地方裁量型認定こども園、それから認可外保育施設を対象としています。今御説明もありましたが、電気代等については施設によって高圧の電圧を使っているところと低圧の電圧を使っているところがあ

りまして、それぞれ補助単価がございます。高圧は児童1人当たり1,200円で、低圧は児童1人当たり1,000円で、これに令和7年1月1日現在のそれぞれの施設の利用定員数を掛けてはじき出したものとなっております。

それから、御質問の中にありました補助の対象期間でございますが、令和6年度の補正予算ということで、今回は令和6年8月から10月の3か月間プラス令和7年1月から3月までの3か月間の合計6か月間を対象にしております。金額の総額は1,973万1,000円となっております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 児童養護施設等の同様の光熱費等の支援事業について御説明いたします。

福岡県が昨年12月の議会で、同様の光熱費支援等対策を行っております。それを受けまして、県の補助では政令市が対象外となっておりますので、本市独自で行うというものでございます。

実施に当たりましては、県の単価を参考としております。これは、県内同施設における支援内容に地域差が生じないようにという趣旨でございます。ちなみに単価は、電気代が低圧3,800円、高圧が2,800円、あと、食材費が1人当たり2万800円ということで、それぞれの施設の種類に応じてこの単価に定員を掛けた金額を補助するものでございます。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） 丁寧に説明いただきましてありがとうございます。やはり物価高騰で人件費と光熱費が上がっているということで、今様々御説明があつて、速やかに事業所にお届けして、また、滞りなくやっていただきたいと思っております。

第2質問で、先ほど、福岡県の補助金を使っていたり市単独でやっているという部分もあるんですけど、大きい人件費については国の補助というのは今回なかったのか、どこまで交付金とかで使っているのか、その辺が分かれば教えてください。

○委員長（金子秀一君） 運営給付担当課長。

○運営給付担当課長 今、保育士の人件費相当分についての国の補助ということですが、もともこの保育所等に支払う給付費というのが、国から2分の1、県が4分の1、市が4分の1という事業になっておりまして、ですので、当然その額は国からもしくは県から入ってくるという形で予算計上させていただいております。以上です。

○委員長（金子秀一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 児童養護施設等の措置費につきましては、国補助2分の1でございます。それから、物価高騰対策につきましては、国の交付金活用ということで、国の全額補助ということになります。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） よろしく申し上げます。終わります。

○委員長（金子秀一君） ほかに。伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 2点ほどお伺いしたいと思います。

補正予算の議案第63号です。保健福祉局で、5ページに民間老人福祉施設整備補助事業経費というのがあるんです。補正予算で3,750万円計上されて、トータルで1億9,000万円強になるんですけども、この内容が、民間事業者が介護保険施設の防災改修等を行う費用の一部補助に関する経費ということになっておりますけども、この防災改修等という内容はこういった防災改修なのかという御説明をお願いしたいと。

それからもう一点は、同じ63号ですけども、子ども家庭局の7ページですかね、潜在保育士の再就職準備金等の貸付けなんですけども、その貸付金額とか、返済方法とか、あるいは何人くらい予定されてこういう金額が計上されているのかといった内容について説明をお願いしたいと思います。以上、2点です。

○委員長（金子秀一君） 介護サービス担当課長。

○介護サービス担当課長 介護施設の防災等の改修について御説明いたします。

これは介護施設の防災・減災に係る国の補助になります。国から年2回ほど希望調査がございまして、今回は2回目の調査となっております。市内の全施設に意向調査を行いまして、2つの施設から申請の希望がありました。今回は、非常用の自家発電の補助となっております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 運営給付担当課長。

○運営給付担当課長 ただいま潜在保育士の保育所再就職・復帰支援貸付金交付事業について御質問いただきました。

この事業は、国の補助を受けて実施している事業でございまして、国からの内示の通知が遅くなりましたので、このタイミングに補正予算を組ませていただいているものでございます。

この事業の簡単な御説明ですが、2つございます。1つが、未就学児を持つ潜在保育士が保育所に復帰する際にお子さんの保育料を貸し付けるもの、保育料の2分の1について最大1年間です。それから、もう一つの事業が就職準備金という形で、保育所に再就職する際に準備金を限度額40万円まで貸し付けるものです。どちらも貸付けの希望に応じて審査させていただいておりますが、実際に貸付後、保育所に2年間以上勤務した場合はその返済が免除されるという制度となっております。

令和5年度ですが、先ほどの保育料一部貸付けが18名、それから就職準備金が15名実績がございまして、来年度についても同程度の利用を見込んで予算を計上させていただいております。以上です。

○委員長（金子秀一君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） ありがとうございます。

今の準備金のことでですけども、2年以上勤務したら免除されるということで、保育料と準備金の両方が免除されるということでよろしいんですか。はい、分かりました。以上です。あり

がとうございます。

○委員長（金子秀一君） ほかにございませんでしょうか。小松委員。

○委員（小松みさ子君） おはようございます。

まず、条例議案についてお聞かせいただきたいと思うんですけども、子ども家庭局の議案第43号で、北九州市青少年問題協議会設置条例の廃止ということで、今度、3つの会議体で構成されるということで、そのときに、多様な専門家で構成をされているということですけども、どのようなメンバーの方たちで構成されているのかということをお聞かせいただきたいということと、議案第44号で、一時保護所が一時保護施設になるということなんですけど、その保護所と保護施設とでどういう変化があるのかをお聞かせいただきたいと思います。

あと、すいません、最後に、議案第45号で、保護施設の設備及び運営の基準に関する条例で、第三者の評価ということが載っているんですけども、どのような評価なのかお聞かせいただけたらと思います。よろしくお願いたします。

○委員長（金子秀一君） こども若者成育課長。

○こども若者成育課長 北九州市青少年問題協議会設置条例の廃止についての御質問をいただきました。どのような専門家の方々がこの3つの会議体に入っているのかという趣旨の御質問だと思います。

そもそも昭和38年に、この今回廃止を提案させていただいている青少年問題協議会というのができたんですけど、これは青少年の非行防止に特化したもので、そういった活動をされている方々の団体の代表の方、そういった方々が中心となった会議でございました。現在やっています3つの会議、その中でも特に北九州市子ども・子育て会議等においては、そういった現場の方々だけではなくて、さらに例えば弁護士であるとか医師であるとか、学生の代表であるとか、それから企業の代表であるとか、そういった方々も入って、青少年の問題、当初は非行対策ばかりだったんですけども、今はどちらかというと、ひきこもりであったり不登校問題であったり発達障害であったり、また居場所づくりの問題であったりと、テーマが広がっておりますので、そういった幅広い専門家の方々に集まらせていただいている会議体で今後いろんなものを調査研究も含めて進めていくという趣旨でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（金子秀一君） 教育・非行相談担当課長。

○教育・非行相談担当課長 2番目、3番目の御質問に回答いたします。

まず、一時保護所が一時保護施設に変わり、どのようなことが変わるかということでございますが、この条例の制定を受けて大きく4点変わる予定にしております。1つは、専門職の職員の配置です。2つ目は、児童のプライバシーの保護、また、性的指向やジェンダーアイデンティティの配慮を行うこと、3つ目は、子供の権利擁護の取組を進めること、4つ目は、児童の通学支援を進めるということでございます。

3つ目の御質問であります第三者評価についてです。これにつきましては、令和2年度に第

三者評価を実施しております。この際、児童の権利擁護をきちんと進めること、また、マニュアル等を整えて、すぐ閲覧できるようにすることなどの指摘を受けております。以上です。

○委員長（金子秀一君） 子ども総合センター次長。

○子ども総合センター次長 今の一時保護に関する答弁に少し補足させていただきます。

大きく変わると申しましたけれども、まず一時保護所が一時保護施設になるというところに関しましては、これまでの法律の中できちんと規定されていなかったということで、令和6年4月に児童福祉法が改正されまして、一時保護施設というものが規定されました。それに基づき、条例にその一時保護施設を改めてきちんと規定したというものになります。

それとあと、変わることに関しましては、これまでも権利擁護とか、それから学習支援とかを行っていましたが、これまで児童養護施設の設定基準とかそういったものを準用する形になっていた、それを改めて条例で規定することによって、私たちもきちんと責任を持ってやっていくと、そういったことになっております。以上です。

○委員長（金子秀一君） 小松委員。

○委員（小松みさ子君） 今、変わることで4つ説明をしていただいたと思うんですけども、すいません、4番目が聞き取れなくて、もう一度教えていただけますか。

○委員長（金子秀一君） 教育・非行相談担当課長。

○教育・非行相談担当課長 4つ目につきましては、通学支援です。

○委員長（金子秀一君） 小松委員。

○委員（小松みさ子君） すいません。ありがとうございました。

北九州市の青少年会議の、多様な方たちのメンバーで構成されているということで、今本当に、非行もそうですけれども、ひきこもりとか不登校の方たちがたくさんいらっしゃいますので、その対応をしっかりとさせていただきたいなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（金子秀一君） ほかにございませんか。柳井委員。

○委員（柳井誠君） よろしく申し上げます。

今、小松委員から御質問があった議案第44号、45号関係の説明に追加でお伺いしたいんですが、職員体制が増える、強化される分野があるのかどうなのかということをお伺いいたします。

それと、補正予算の4款2項2目の児童養護施設の光熱費等の支援1,299万円の内訳としてたしか食料費とかも説明があったような気がしましたが、児童養護施設は市内7施設で、光熱費込みで1,299万円ですから、この内訳として食料の支援というのはいかほどかというのを、定員まで調べていませんけど、児童1人当たりどれぐらいの支援になるのかというのでも聞かせてください。以上2つです。

○委員長（金子秀一君） 教育・非行相談担当課長。

○教育・非行相談担当課長 1つ目の御質問、一時保護施設の職員体制についてです。

新たな配置としまして、これまで定めはありませんでしたが、子供たちの心理療法を担当する職員として心理療法担当職員というものを、必ず配置するようということで定められています。また、一時保護施設の専任の管理者であったり、職員に指導教育を行う指導教育担当職員、こういったものの配置が求められています。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）子育て支援課長。

○子育て支援課長 児童養護施設等の光熱費支援について御説明いたします。

先ほども申し上げましたけれども、単価につきましては県の単価を活用して、電気代の低圧が3,800円、電気代の高圧が2,800円、食材費が2万800円ということで、施設の種類に応じて、合計で2万4,600円ないし2万3,600円が1人当たりの単価ということでございます。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）柳井委員。

○委員（柳井誠君）一時保護施設に変わって、心理療法担当職員が1名と、それから指導教育担当職員が1名ということで、2名増えるということよろしいでしょうか。

○委員長（金子秀一君）教育・非行相談担当課長。

○教育・非行相談担当課長 児童心理司につきましては、これまで特に定めはなかったんですが、一時保護所に児童心理司を配置しておりました。それを、この条例によって、心理療法担当職員と読み替えて配置する予定にしております。

そして人数が、心理療法担当職員は児童10名につき1名の配置となっておりますので、現在、一時保護所の定員の見直しをしておりますが、心理療法担当職員については2名になる予定でございます。指導教育担当職員につきましては1名ですが、こちらは係長職をこの職に充てるということで考えております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）柳井委員。

○委員（柳井誠君）ということは、心理療法担当職員が1名増えるということよろしいですね。

○委員長（金子秀一君）子ども総合センター次長。

○子ども総合センター次長 心理療法担当職員は1名増えることになります。以上です。

○委員長（金子秀一君）柳井委員。

○委員（柳井誠君）分かりました。虐待のたくさんの件数を扱って、虐待だけを対応しているんじゃない、不登校やひきこもりの子供さんも対応している中ですが、子どもを虐待から守る条例の令和5年報告を見ますと、この3年間、令和3年から令和5年にかけて、相談・面接対応の数値だけでも約15%近く上がっているんですね。現場は大変だと思っておりますが、その中で、児童福祉司を3年間で59名から70名に増やしてはいただけますけども、これで十分足りているのかどうか、今後、段階的に増やす計画はあるのかどうかというのを伺います。

○委員長（金子秀一君）子ども総合センター次長。

○子ども総合センター次長 今、児童福祉司の数についてお尋ねいただきました。

現在、74名まで増やしているところであります。この数に関しましては、人口とか、あと虐待の対応件数、それに基づいて国が積算する方法を示しております、それに基づいて配置させていただいております。

これについて足りるかというところですが、まずこの人数でしっかりと地域の相談に乗っていく、そしてまた、いろんな案件に対して対応していく体制をつくっていくということで今やっております、そこがしっかり機能していくことにより、十分足りると考えております。以上です。

○委員長（金子秀一君） 柳井委員。

○委員（柳井誠君） ありがとうございます。ぜひ頑張っていたきたいと思います。

それから、児童養護施設の食材費で、1人2万800円の増額補助ということなんですけども、最近物価高騰、中でも食料費の米、野菜の値上げが非常に甚だしくて、児童養護施設も本当に苦しんでおられるんじゃないかと思いますが、これで足りるかといったら足りないと思うんですけども、児童養護施設側の運営上の物価高騰に対する苦しい状況というのはいかがでしょうか。

○委員長（金子秀一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 確かに、児童養護施設につきましても我々個人の世帯と同様に、やっぱり物価高騰の影響というのは大きく受けているという認識はございます。ただ、具体的に今食材費で困っているんだというような声は直接我々のほうに届いてはおりませんけれども、先ほども御説明差し上げましたけれども、今回の光熱費等の対策につきましても、県内で地域によって同施設の支援内容に地域差が生じないようにということで、県についても同じ単価でやっております。福岡市も同様の単価と聞いておりますので、県内での均衡は保たれているという認識でございます。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 柳井委員。

○委員（柳井誠君） 分かりました。ぜひ今後とも物価高騰に対する施設の運営状況について目配りいただきたいと思います。私を支援していただいている方も、今回、米の値上がりで、小倉南区の児童養護施設に30キロの米を寄附したいという方も出てきておられるので、市民みんな心配されていると思いますから、どうぞよろしくお願いします。終わります。

○委員長（金子秀一君） ほかにございませんでしょうか。西田委員。

○委員（西田一君） 先ほどの質問と重なるところもありますが、お尋ねします。

まず、保育所の給付あるいは措置費なんですけど、人事院勧告に伴うものもあるということだったんですけど、今回、こども家庭庁で保育士の給与を10.7%上げるんだということで、それに伴う補正予算だと思んですけど、そもそも保育士皆さんの給料がちゃんと10.7%上がるのかというお尋ねをまず1つ。

それから、先ほど来質疑が行われています光熱費の高騰に対する支援事業なんですけど、すいません、もう一回、財源を含めたこの事業の流れといいますか、国の財源がどうなっていて、県との兼ね合いがどうなっていてというのをもう一回、お手数ですが御説明いただきたいと思っています。

それと、潜在保育士の再就職・復帰支援貸付金事業、これも多分国の事業だと思うんですが、これの財源の内訳を改めてお聞きしたいのと、以上ですね。よろしく申し上げます。

○委員長（金子秀一君） 運営給付担当課長。

○運営給付担当課長 御質問いただきました、保育士の給料がきちんと上がるのかというところについて、まずお答えさせていただきたいと思います。

保育士の給料については、各園に払われる給付費の中から各園が判断をしてお支払いすることになっておりますが、今回、今から補正予算を組んで、今から3月中に各園にお金を払いまして、各園が給料を今月中に一時金という形で払うことになることと思います。本当に払われているかどうかの審査についてはもう少し後になって、きちっと報告書を上げていただいて、給付費、人事院勧告が上がった分がきちんと払われているかというのは確認をさせていただきます。もし何らかの計算間違いとかで、やっぱり足りないよということがあれば、これだけ払っていないので改めて払ってくださいというような指導もさせていただいております。

それから、潜在保育士の貸付事業の国の財源の内訳ということでしたが、こちらは国で全額10分の10、国の補助メニューになっております。実際は、10分の9が先に補助がありまして、後から残りの10分の1が特別交付金で支援されるという形になっております。以上です。

○委員長（金子秀一君） こども施設企画課長。

○こども施設企画課長 保育所等への光熱費支援事業について御説明いたします。

こちらについては電気代上昇分の補助ということでございまして、対象施設をもう一度申し上げます。民間保育所、小規模保育事業等の地域型保育事業所、それから認可外保育施設、それから保育所型認定こども園と地方裁量型認定こども園でございます。私立の幼稚園関係につきましては、県が認可をしているということで、直接県のほうから幼稚園のほうに支援が行くという手はずでございます。

それから、補助単価でございます。こちら先ほどの児童養護施設と同様に、福岡県が12月議会の補正予算で内容を決めておりまして、県内基本的に統一の内容ということでございます。高圧と言われる電気系統でございますが、こちらの高圧を採用されている保育所、基本的には大人数の保育所と思われるかと思いますが、こちらについては児童1人当たり1,200円掛ける令和7年1月1日現在の利用定員数となっております。低圧の部分でございますが、こちらは児童1人当たり1,000円掛ける令和7年1月1日現在の利用定員数でございます。

補助の対象期間は、合計6か月、令和6年8月から10月、それから令和7年1月から3月でございます。

財源、費用でございますが、総額が1,973万1,000円で、このうち県補助が882万3,000円、それから市の財源は1,090万8,000円となっております。この市の負担分については国の交付金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が全額充当されることとなっております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 最後に、児童養護施設等の光熱費等支援について御説明いたします。

今御説明がありましたけど、児童養護施設等も同様に、国の交付金を活用ということになりますので、全額国補助ということで、市の一般財源の負担はございません。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） 光熱費については、財源は基本的に国ということで、それはもういいんですが。保育士の給与引上げなんですけど、先ほどの説明だと、具体的にじゃあ10.7%ちゃんと上がるのか。恐らく前回三原大臣が発表したのを真に受けると、保育士たちは、私の給料も10.7%上がるんだ、だから、年間400万円もらっている方は440万円、500万円であれば550万円に上がるんだって思いますよね。で、実際に各事業所から給料をもらいました、これは10.7%上がっているんだということになるんですかね。

○委員長（金子秀一君） 運営給付担当課長。

○運営給付担当課長 今の御質問について、給料がきちっと10.7%上がるのかということだと思うんですが、給料にもいろいろあるかと思うんですが、毎月の基本給が10.7%上がるということではなくて、年間ベースで見たときに一時金も全部含めたときに合計それぐらいの金額が上がるという想定になっております。ただ、実際は、本当に全員がぴったり10.7%かと申し上げますと、やはりそこは各園の判断で、例えばまだ新人の方には少し少ないとか、逆に新人の方に多めにあげて頑張ってもらいたいとか、そのあたりの一定の裁量はございますので、基本的には合計額が10.7%、職員に上がるように計算をさせていただいて、それを確認させていただくという形になっております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） ごめんなさい、ちょっと分からないんですけど、国からこれだけの金額が補正予算で来るわけですよね。それをきちんと職員の皆さん、保育士に10.7%上がるように配分というか支給していただくというのが行政、北九州市の役目だと思うんですけど。そもそも国の算定基礎が、各保育園、認定こども園もそうなんですけど、各事業所にこれだけ保育士がいるから北九州市にはこれだけ公定価格、運営費を補正予算で上積みしてあげますよということなんですかね。国の財源、今回の財源の算定の根拠を教えてください。

○委員長（金子秀一君） 運営給付担当課長。

○運営給付担当課長 国の給付費の算定根拠ということで御質問いただきました。

この給付費というのが、もともと各施設の利用定員でありますとか地域に応じてこの金額が

基本単価というのが決まっております、それを子供の数とか年齢とかに応じて掛け算していった結果が給付費になります。基本、この利用定員の施設でこの子供の数であれば保育士は何人以上いなければならないというのは決まっていますが、実際はそれよりも多い人数の保育士を雇っていただいている園もあります。ですので、国が保育士の人数を想定して給付費を組んだというよりは、子供の数だったり利用定員を基にした単価の掛け算という形になります。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） となると、ほとんどの事業所は配置基準にプラスアルファで保育士を採用しているんじゃないかなと思うんですけど、じゃあその配置基準どおりぴしっとぎりぎりの配置基準でやっている保育所って市内にどれぐらいあります。答えられないよね。ほとんどは、正規職員もそうですしパートにしてもそうなんだけど、相当数の保育所、全てじゃないかな。配置基準以上の職員配置をやっていると思うんですけど、どうですかね。

○委員長（金子秀一君） 運営給付担当課長。

○運営給付担当課長 今委員がおっしゃったとおり、恐らく多くの園が最低基準よりも多い保育士を雇っていただいていると認識しております。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） ということは、年間押しなべてボーナスとかを含めて10.7%上がるように市としては指導するってさっきおっしゃったけど、ということは、配置基準以上の職員配置でやっている事業所は自腹を切って10.7%支給しないといけないってことになっちゃうと思うんですけど、どうですか。

○委員長（金子秀一君） 運営給付担当課長。

○運営給付担当課長 今、保育所が全部の保育士に10.7%のお金を払う場合の給料が足りないんじゃないかという御質問かと思うんですけど、今回の補正は人事院勧告に伴う補正予算についての分ですが、これとは別に、もともと保育所には処遇改善という形で、保育士の処遇を改善していく予算というのが別途ついているものもございまして、そういったものと合わせて基準を計算させていただきますので、保育所を運営している法人が自腹を切っているという事例は基本的にはないものとは考えております。ただ、計算の仕方でしたり、例えば一時的にある期間だけを見ればもしかしたらそういう瞬間があるんじゃないかというお問合せをいただくこともございます。ただ、年間ベースで最終的には結果的に収まるような形で計算していただいているものと考えております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） 処遇改善の金額というのは従来あるわけですよ。それはそれで、もう今充当していると思うので、今回の補正予算に合わせて、給付に合わせて処遇改善するには、これまでの処遇改善の手当とまた別に持ち出しがあるんじゃないんですかって聞いているんです。大丈夫なんですか。

○委員長（金子秀一君）運営給付担当課長。

○運営給付担当課長 基本的には大丈夫なものと考えております。今回の補正予算を含めて1年間で見たときという形です。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）西田委員。

○委員（西田一君）ごめんなさい、理解できないので、個別にというか、予算特別委員会もありますんで、聞いていこうかなと思います。僕は、そういうことであれば、北九州市で10.7%って一人も達成できないんじゃないかなと思うけど、ちょっと心配ですね。今後また議論していきます。

○委員長（金子秀一君）ほかにございませんでしょうか。森本委員。

○委員（森本由美君）それぞれの局についてお伺いしたいと思います。

まず、保健福祉局なんですけれども、補正予算で自立支援医療給付費がありますけど、概要が、精神疾患を有する方の精神障害に係る通院等による医療費の増加に伴う経費となっています。具体的にどれぐらい増えると見込まれているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それと、繰越明許費で、子宮けいがんワクチンの分、約2億5,400万円の内訳をお聞かせいただければと思います。

それと、子ども家庭局なんですけど、西田委員からもお話があって、実際、市内の保育士の平均年収、どれぐらいの年収が上がっているのか。園長先生と主任保育士はかなりお金はもらっていると思うんですけど、一般ベースでどれぐらいの平均年収なのか。以前は、保育士は給与が低過ぎて、それと、シフト制で朝早くから夜遅くまでで、土曜日あるいは日曜日勤務があったりということで、一般事務職とお給料が変わらないというか、子供の命を預かっているにもかかわらず、責任も重たいのに年収が少ないということで、私の周りの方は、保育士とかやっていたんですけども、一般事務職に転職されたんですね。今どれぐらい上がっているのかなというのがちょっと気になるので、教えていただきたいと思います。以上です。

○委員長（金子秀一君）精神保健・地域移行推進課長。

○精神保健・地域移行推進課長 自立支援医療給付費の精神通院でどのくらい増える見込みがあるかというところの御質問をいただきました。

これまでの医療給付件数の増加と、あとそれに伴って医療給付金額が増加しておりますので、その辺を今年度のこれまでの給付状況を見ながら計算をしております。具体的に実際にどれぐらいかというところですが、給付件数としては令和4年から令和5年が1万7,000件ほど増えておりまして、今年度もそれに伴って増えていくものと考えております。金額的にも、その計算をした上で2億1,900万円ほど不足するというので今考えております。以上になります。

○委員長（金子秀一君）健康危機管理課長。

○健康危機管理課長 子宮けいがんワクチンの繰越しの内訳ということで御質問をいただきました。

子宮けいがんワクチンにつきましては、定期接種化された後、副反応の問題がございまして、途中、行政からの勧奨、御案内を中断していた期間がございました。改めまして令和4年度より、ワクチンの安全性が確認されたということで、勧奨を再開したと。ただ、その勧奨を中断してきた期間の方々に対して、令和4年度から令和6年度の3年間、キャッチアップ接種という形で、勧奨がなかったの方々に対して接種をするというのが行われておりました。

このキャッチアップ接種につきましては令和6年度で終わる予定になりましたけども、最終の令和6年度に接種する方が非常に増えまして、一時期、全国的にワクチンの供給が間に合わないという時期がございました。そうしたことから、令和7年度にキャッチアップ接種の期間を延長するというので、もともと本市でいきますと、このキャッチアップ接種ということで令和6年度予算に6億9,600万円ほどの予算、それから、接種見込み件数として2万4,700件の接種を見込んでおりましたが、この期間の延長に伴って、本来今年度打つ予定の方が来年度打つということで、延長してずれ込んで打つという方が出てこられるということで、繰越予算額2億5,300万円で、繰越しの接種件数9,200件ほど来年度に繰越しということで計上させていただいております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 答弁はございませんか。運営給付担当課長。

○運営給付担当課長 ただいま保育士の給料についてお問合せをいただきました。

保育士の給料ですが、委員がおっしゃるように、以前はすごく給料が安い、仕事に対して安いというお声はあったんですが、ここ最近、国も処遇改善加算という形で給料を上げてきておまして、少しずつ給料は上がってきているものと考えております。北九州市も令和6年度の4月時点で給料を各園に質問させていただいて、それを基に計算した平均年収が今383万円という形になっています。施設長とか主任を除く。これが今先ほど申し上げた月の給料から計算したもので、これに合わせて、先ほど言った最後の一時金のところはもう少しプラスで入ってきているものと考えております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 森本委員。

○委員（森本由美君） ありがとうございます。

1点目の自立支援医療給付金は精神疾患でかかる方が増えているのか、それとも、同じ方が何回も行って増えているのか、実態がどういうふうになっているのか。私の感覚でいくと、コロナもあって、貧富の差、格差が広がって、精神的に病んでいる方が増えているんじゃないかという印象があるんですが、実際どういうふうに捉えているのか、お聞かせいただけないでしょうか。

○委員長（金子秀一君） 精神保健・地域移行推進課長。

○精神保健・地域移行推進課長 自立支援医療の精神通院なんですけど、実際に、精神通院の受給者証を交付する数は年々増えております。それに伴って、通院に係る件数であったり、薬剤師さんに薬をもらうところの件数だったり、あとはもう一つ、訪問看護というのを御利用され

る方もいらっしゃいますので、そういった給付件数は全体的に全て伸びております。実際に利用者、受給になる方が増えているというところで、その方々が様々受診されたりお薬を処方されたり訪問看護を利用するというので、それぞれ増えていると考えております。

全体に占める給付件数の割合では、一番今増えているのが、訪問看護が実際には分析してみると増えておまして、給付額も、訪問看護というのは御自宅のほうに訪問して対応するということで、そちらの給付額で見ましてもそちらの伸び率というのは高い状況に今分析しております。以上です。

○委員長（金子秀一君） 森本委員。

○委員（森本由美君） ありがとうございます。ひきこもりの方とかも、なかなか精神疾患で外に通院ができない方もいるので、訪問看護が増えているというのはよいことだと思います。

それと、子宮けいがんワクチンなんですけど、これは安全性が確認されたって一言で言っているのかなと思うんですね。副反応で苦しんでいる方がいらっしゃる、重症の方もいらっしゃる、そういった中で、安全性が確認されたって市が一言で言われたんで私はちょっと驚いたんですけれども、それは厚生労働省の見解をそのまま言っているのか、本当にそういうふうに安全性が確認されたと思っているのでしょうか。

○委員長（金子秀一君） 健康危機管理課長。

○健康危機管理課長 今のところの説明について、改めて詳しく御説明させていただきます。

まず、子宮けいがんワクチンにつきましては、平成25年4月に定期接種になりましたけども、因果関係が否定できないような副反応が見られたということから、積極的勧奨を控えるということになっております。その後、国の専門家会議におきまして、ワクチンの有効性それから安全性に関する評価が継続して行われましたが、その結果、令和3年度に、最新の知見を踏まえると、改めてワクチンの安全性に特段の懸念は認められないということが確認された。また、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたということが国の正式な見解ということになってございます。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 森本委員。

○委員（森本由美君） 今、国はそういうふうに閣議決定で決められたということですけども、ほかの議員も要望しましたけど、積極的勧奨をする際に、リスクと安全性の説明プラス、リスクがあるということをしっかり周知してほしいと申し上げました。ただ、そういうふうに市が思っているということは、リスクについてはそんなに説明することに力を入れていないということになるんですかね。

副反応って令和3年以降も一定数いらっしゃると思うんですね。そういう相談とかは全く受けていないということなんですか。

○委員長（金子秀一君） 健康危機管理課長。

○健康危機管理課長 予防接種の場合、どうしても副反応の問題ということがございます。そ

れで、今委員から御指摘があったとおり、私どもも正確な情報をお伝えするということが何よりも重要だということで認識しております。それで、この勸奨を行う際にも、安易に接種を促すということではなくて、接種による効果それからリスク、その辺を正確に情報を伝えるというところで、十分にそこは配慮して勸奨をさせていただいているところでございます。それで、いろいろはがき等もお送りいたしますけども、その辺のリスクについても必ず触れるようにしておりますし、ホームページ等でもその辺の発信をしております。

それから、副反応に関する相談というところもやはりございます。直近の令和6年度でいきますと、8件ほど副反応に関する相談を受けてございます。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 森本委員。

○委員（森本由美君） ありがとうございます。

その副反応の相談のあった8件については、寄り添った対応というのをさせていただいているんでしょうか。御相談に乗ったりとか医療機関につないだりとか、そういうのはいかがでしょうか。

○委員長（金子秀一君） 健康危機管理課長。

○健康危機管理課長 副反応の御相談があったときには、私どもの職員、あるいは場合によっては保健師で、寄り添った対応という形で十分考慮して配慮して対応させていただいていますし、状況によっては医療機関へおつなぎするというところで対応しておるところでございます。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 森本委員。

○委員（森本由美君） ありがとうございます。

副反応が出た方、相談のあった方には寄り添った対応をさせていただいて、なかなかそういった子宮けいがんワクチンの副反応による治療をしてくださる、対応してくださる医療機関が少ないと聞いております。北九州市内にも、以前、子宮けいがんワクチンを受けて記憶がなくなったりとか、普通に働けなくなったり、そういう被害を受けている方を私は最低2人知っておりますけれども、そういったこともあるということ踏まえると、やはり積極的勸奨という言葉に私は違和感があるんですね。勸奨とか、また再開ならいいんだけど、積極的勸奨ということとていくと、やはり私は推進するプラス同じぐらいだけリスクというものがあるんだよってことは、今やはり実際に副反応で苦しんでいる患者さんがいらっしゃる北九州市においてはしっかり対応していただきたいということを要望したいと思います。

それと、保育士の待遇改善についてなんですけれども、しっかり国も市も、年収、手取りとか、上がるようにということを以前にも申し上げて、以前よりはよくなっていると思うんですが、それでも保育士が増えないってことはどうしてなのかということを考えて、私はやはりもっと思い切った待遇改善、年収のアップがなければ、もっと潜在保育士っていると思うんですよね、助成した方の数よりも。私も周りにいますけれども、家庭と仕事の両立とか考える

ととてもできないということで、臨時でやったりとか、あと、ほかの仕事に就いているって方を実際に知っています。やはり保育士はやりがいのある仕事だけれどもなかなか仕事に見合った給料じゃないというところが一番のネックだと思いますので、そのところはしっかり国にも言っていただいて、少しでも待遇改善に実質的になるように頑張っていたきたいと思います。以上です。

○委員長（金子秀一君） ほかに。小宮委員。

○委員（小宮良彦君） 小宮と申します。よろしくをお願いします。

市立門司病院の指定管理施設における利用者への継続的なサービス提供体制を確保するため、光熱費等の高騰による負担を軽減するための支援に要する経費ということで347万円出ていますが、これは電気代のみならず、利用される患者もしくは地域の方々が利用するための経費でこれだけ上がっている、もしくは、電気代だけだったら年間で347万円だったらかなり施設側が努力されていると感じるんですけど、ここの内訳を教えてください。

もう一点が、検診のところですか。市民センター等で実施している健康診断のうち、がん検診等の受診の増加に伴う経費が5,200万円上がっていますが、市民が検診を受けることは大変いいことです。がん検診等とありますが、その受診人数は年々どれくらい増えてきているのか、また、がん検診等、どのような検診を市民の皆さんが求めて検診をなさっているか、お聞かせ願いたい。

最後にもう一点、これまた副委員長が今おっしゃっていたんですけど、私もちょっと気になる点が自立支援医療給付費、精神疾患を有する方の精神障害に関わる通院費等による医療費の増加に伴う経費。私は医療機関で働いていました。多重診療、1つの機関じゃなくて違う機関で診察を受けて同じ薬をもらったり、レセプト上これは分かると思います。そういう方は把握されていますか。向精神薬は結構危ない薬ですし、そういうお薬を個人でたくさん持っておられるのも結構危険なことだと思います。レセプト上、これは個人情報になりますのでなかなか言いにくい部分もあるかと思いますが、その辺、危険な分野ではありますが、指導とか見守りとかそういうのは実際問題行政としてできるものなのか、教えてください。

○委員長（金子秀一君） 市立病院担当課長。

○市立病院担当課長 市立門司病院の光熱費等に関する御質問に対してお答えいたします。

市立病院の負担につきましては、門司病院は155床ございまして、県が定める基準に基づく金額掛ける155という合計が補助額となっております。

あと、門司病院の努力なんですけれども、令和3年度から令和4年度にかけてはかなりの金額、光熱費が上がっておりますが、令和5年度から経費削減に努めておりまして、令和4年度が大体、水道、電気、ガスで約9,000万円ぐらい、令和5年度は7,400万円と、一応支払い額としては減少という結果となっております。ただ、光熱水費はやはりそのときの気温など、例えば夏場の温度が高ければ高くつきますし、冬場寒ければ上がったります。単純な年度

比較は難しいと思いますが、実態としてはそのようになってございます。以上になります。

○委員長（金子秀一君） 健康推進課長。

○健康推進課長 検診の関係でお答えしたいと思います。

がん検診等の等でございますけども、骨粗しょう症の検診が今回の補正予算のところの伸び率の高いところでございまして、今年度から骨粗しょう症検診の自己負担額を1,000円から500円に減額しまして、私ども周知啓発も強化してまいりましたので、この影響が出ているものと思っております。

それから、年々増えているのかというところでございますけども、このがん検診が、胃がん検診とか乳がん検診とか大腸がんとか子宮けいがんとかいろんなものが含まれておりまして、大まかな傾向としては、一旦コロナでやっぱり検診控えということで、受診者数が落ちたところでございます。大まかな傾向としては回復してきているんですけども、その回復の度合いも少し鈍化しているかなというところでございます。ただ、胃がん検診ですとか、あと乳がん検診とかは、コロナ前よりも大きく伸びているような状況でございまして、種別によって伸び率の高いものと横ばいのところとあるような状況でございます。ただ、今、コロナで落ち込んだところが回復というところで、市民の方々はやはり健康意識も高まっていますし、コロナで控えていた方もそろそろやっぱり受けなきゃなというところで、そういう高まりでがん検診の受診が増えているものというふうに認識しております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 精神保健・地域移行推進課長。

○精神保健・地域移行推進課長 多重診療されている方もいるかもしれないというところで、レセプト上でその把握ができるのか、実際にそこら辺はどうなのかという御質問があったと思います。

実際にレセプトで多重診療の確認というのはできるものと思われませんが、現在のところ私どもでそこら辺をきちっと把握はできておりません。ただ、今実際にやっていますのが、不適切な処方、病院によって、結構医療の点数って複雑なところがあると思うんですけども、精神通院医療で計上していただけたところとそうではないところというのが少し内容が分かりづらい点がありますので、その辺につきましては不適切な処方がされないように、年1回は内容確認をさせていただいている、今その対応をしているところです。以上になります。

○委員長（金子秀一君） 計画調整担当課長。

○計画調整担当課長 先ほどの市立門司病院の光熱費の補助に関しまして、1点補足させていただきます。

委員からお尋ねがありました単価でございますが、こちらに関しましては電気代が1万2,900円、あと食材費が1床当たり9,500円、こちらを足したものが1床当たり2万2,400円になるかと思いますが、こちらと先ほど申し上げました155床を掛け合わせた数で347万円、こういう形になっております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）小宮委員。

○委員（小宮良彦君）丁寧に御答弁ありがとうございました。

精神にまつわる疾患を伴う方にとっては病院受診は大事なこととは思いますが、今おっしゃられたとおり不適切な処方、これをチェックして指導する、また、ドクターに各医療機関に行って指導するというのは難しいかもしれませんが、何かいい案があれば私も考えたいと思うんですけど、先ほどもおっしゃられたとおり、精神疾患の訪問看護、私も携わったことはないんですけど、ちょっと目を光らせるところはあるかなとは今感じています。例えば箱型の老人ホーム、そこに1か所ではあつと次々入っていく精神科の先生とか、僕、目にしたことがあるんですね。必要な往診かもしれません、そして訪問看護かもしれませんが、そこで精神科の通所とかに結びつけるような何か取組とか今ありますか。

○委員長（金子秀一君）精神保健・地域移行推進課長。

○精神保健・地域移行推進課長 今委員がおっしゃられたように、なかなか私たちもその適切なところでの実際の対応はまだ不十分なところがあると考えております。特にそこに入っていくような何か対応というのは今のところないんですが、実際にレセプトの一件一件、うちでも対応させていただいているんですが、やはり一つ一つ、勘違いをしていたという病院の方がおられましたら、それをほかの指定医療機関にも、こういったのは今後間違いないようにお願いしますという、そういったちょっと細かいところにはなるんですが、そういうことから今取組はしているところです。以上になります。

○委員（小宮良彦君）ありがとうございました。

○委員長（金子秀一君）よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

ほかになければ、以上で議案の審査を終わります。

ここで執行部の説明員は退室を願います。

（執行部退室）

次に、所管事務の調査を行います。

正式には3月24日の本委員会において調査事件を決定しますが、委員の皆様の意見を伺って調査事件を決めたいと思います。当初は1件から3件で始めたいと考えています。本日中に調査事件の案を御提出いただき、明日の委員会にてお示しし、意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

それでは、調査事件の案がございましたら、本日17時15分までに事務局まで御提出いただきますようお願いいたします。

以上で所管事務の調査を終わります。

次に、各種委員等の選出を行います。

本委員会からは、福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員候補者3名、北九州市民生委員推

薦会委員2名、北九州市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会委員2名、北九州市社会福祉協議会評議員1名を選出することになっております。また、北九州市青少年問題協議会委員につきましては、先ほど議案審査を行いましたとおり、これを廃止する条例案が出ておりますので、今回の選出は見送っております。議案が可決された場合、選出は行いませんので、御了承願います。

本日選出する各種委員等の概要は、お手元配付の資料のとおりであります。

なお、中村委員より、議長としての公務の都合上、各種委員等への選出は辞退したい旨申出がっておりますので、これを認めたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認め、そのように決定し、中村委員を除く9名の委員から選出を行います。

それではまず、福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員候補者3名の選出を行います。

選出方法については、従来例により、会派ごとの抽せんにより選出したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

抽せんの方法は、11番から16番までの番号を記したくじ棒6本のうち、11番から13番までの番号のくじ棒を引いた会派があらかじめ指定した委員を当選人とします。また、くじ棒を引く順序は、従来どおり、大会派順といたします。これに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより抽せんを行います。

(抽せんを実施)

それでは、抽せんの結果を報告いたします。

11番、会派名やない誠、柳井委員、12番、自民党・無所属の会、西田委員、13番、日本共産党、伊藤委員の以上3名が選出されました。

次に、北九州市民生委員推薦会委員2名、北九州市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会委員2名、北九州市社会福祉協議会評議員1名の選出を行います。

各委員等の選出方法については、従来例により、さきに選出されました福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員候補者3名を除く委員6名の抽せんにより、それぞれ選出したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

抽せんの方法は、11番から16番までの番号を記したくじ棒6本のうち、11番及び12番を北九州市民生委員推薦会委員、13番及び14番を北九州市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会委

員、15番を北九州市社会福祉協議会評議員の当選くじとし、それぞれの番号のくじ棒を引いた方を当選人とします。また、くじ棒を引く順序は、従来の例により、大会派順とし、最後に副委員長、委員長の順にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認め、そのように決定しました。

これより抽せんを行います。

(抽せんを実施)

それでは、抽せんの結果を報告いたします。

北九州市民生委員推薦会委員に11番中村じゅん子委員、12番森本委員の2名、北九州市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会委員に13番小松委員、14番私金子の2名、北九州市社会福祉協議会評議員に15番松岡委員の以上5名がそれぞれ選出されました。

以上で各種委員の選出を終わります。

明日も午前10時から委員会を開会いたします。

本日は以上で閉会します。

保健福祉委員会 委員長 金子秀一 ㊞